



平成25年1月25日
自動車局

**国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
施行規則の一部を改正する省令について**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく自動車運転代行における利用者保護等のあり方の詳細は、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号。以下「施行規則」という。）において定めています。

平成14年6月の法の施行以降、警察庁及び国土交通省では、20年2月に「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」をとりまとめ、これを踏まえた自動車運転代行業の損害賠償措置の拡充等の施策を講じてきましたが、その後も、運転代行業者はタクシー類似行為（以下「白タク行為」という。）を始めとする違法行為を行っている業者が多い等の指摘が各方面よりなされてきました。

このため、警察庁及び国土交通省では、23年10月に自動車運転代行業における諸問題を把握するための実態調査を実施し、随伴用自動車（自動車運転代行業者が利用者に代わって運転する自動車の随伴に用いられる自動車をいう。以下同じ。）による白タク行為等の悪質な違法行為を根絶するための改善等に向けてこれまで以上に効果的な対策をとることが必要となっている状況を確認するとともに、昨年3月に改善等のための具体的な方策を盛り込んだ「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を策定・公表したところです。

同健全化対策の実施の一環として、今般、施行規則の見直しを行い、以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

■概要

法第17条は自動車運転代行業者に対し随伴用自動車に一定の事項の表示等を義務づけ、表示等の具体的な方法について、施行規則第7条は、随伴用自動車に事業者名等を表示（ペンキ等による表示）すること（第1項）、ただし、専ら自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車以外の自動車を用いる場合には、事業者名や認定番号等を表示した表示板（マグネット板）の装着をもって足りること（第2項）等を定めています。

今回の改正では、表示板（マグネット板）を外した随伴用自動車による白タク行為を防止するため、随伴用自動車に自家用自動車等を用いる場合にはペンキ等による表示によらなければならないこととします（別紙のとおり）。

■スケジュール

公	布	平成25年1月25日（金）
施	行	平成25年3月31日（日）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課 青木 大村

TEL : 03-5253-8111 (内線 41-273)

TEL(直通) : 03-5253-8572

Fax : 03-5253-1636

○国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）

(傍線の部分は改正部分)

	改 正	現 行
第七条 (略)	(随伴用自動車の表示等)	(随伴用自動車の表示等)
3 (略)	2 前項の規定にかかわらず、旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合にあつては、法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項第二号及び第四号に掲げる表示事項を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することもつて足りる。	2 前項の規定にかかわらず、もっぱら自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車以外の自動車を随伴用自動車として用いる場合にあつては、法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項に規定する表示事項（旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合にあつては、同項第二号及び第四号に掲げるものに限る。）を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することをもつて足りる。

自動車運転代行業の概況

参考資料

自動車運転代行業とは

盛り場等で飲酒し運転できなくなった者等の自動車にその者を乗せ
その者に代わって運転（随伴自動車が随伴）する事業

A

飲食店等

利用者



代行業者



今回の改正により、自家用自動車等
を随伴用自動車に用いる場合における
表示方法を以下とおり変更。
現行…マグネット板でも可
施行後…ペンキ等による表示のみ

①代行業者が利用者の自動車を取りに行く



②代行業者が利用者の自動車を運転してくる



利用者の自動車



随伴用自動車



③代行業者が利用者の自動車に利用者を乗せて運転する

利用者の自動車

駐車場

B

C



利用者自宅

「国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案について」に関する意見募集の結果について

平成25年1月25日
国土交通省自動車局

国土交通省では、平成24年12月10日から平成25年1月8日まで、「国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」に関する意見の募集を行い、361件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

パブリックコメントの意見及び国土交通省の考え方

代表的な意見の概要	延べ提出者数	国土交通省の考え方
① ペンキ等による表示義務づけ関係	200	
○ペニキ等による表示義務づけに賛成。	156	タクシー類似行為(以下「白タク行為」という。)を防止するため、随伴用自動車に自家用自動車を用いる場合について、ペニキ等による表示を義務づけました。
○マグネット板だと取り外しができ、白タク行為が行われてもわからない。	4	
○自家用自動車を随伴用自動車に用いることができなくなる。	22	今般の改正は、随伴用自動車に自家用自動車を用いる場合にペニキ等による表示を義務づけることにより、白タク行為を防止し、自動車運転代行業全体の適正化を図るものであります。つきましては、修理や点検等により車両が不足し、代車が必要となる場合であっても、計画的に修理や点検等を実施いただくなど、皆様の御理解と御協力を御願いいたします。
○修理や点検で代車を用いる場合に限ってはマグネット板による使用を認めるることはできないか。	9	
○利用者の「白タク行為」の違法性に対する意識が変わらる必要があるのではないか。	1	
○家族が乗車している場合に「白タク行為」とみなされるおそれがある。	3	平成24年3月に公表しました「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」に基づき、業界団体等において、利用者及び飲食店関係者に対する白タク行為の違法性についての啓発を行っていくこととしております。
○「白タク行為」の防止に向けた今後の対応方針を明確にして欲しい。	2	今般の改正は、随伴用自動車以外の用途に用いることを禁止する趣旨ではなく、引き続き、ご家族のご利用等の自家使用の用に供していただくことは可能ですので、ご家族が利用されている場合に「白タク行為」として検挙されることはありません。
	1	今般の改正により、随伴用自動車に自家用自動車を用いる場合にペニキ等による表示の義務づけを行うこととして

	○ペイント化をしても「白タク行為」はなくならないのではないか。	1	おりますが、これは「白タク行為」撲滅に向けた一助として講ずる措置であり、ペンキ等による表示の義務づけによる効果を見極めつつ、必要に応じて「白タク行為」の撲滅に向けて必要な施策の検討を行ってまいります。
	○認定を受けず、自動車運輸代行業を営む者が増加するのではないか。	1	
② 自動車運輸代行業の適正化に向けた御意見関係	161		
	○最低車両台数の導入その他 の認定基準の厳格化が必要。	43	いただいたご意見については、今後の自動車運輸代行業の業務の適正化に関する検討の参考とさせていただきます。
	○取り締まり及び罰則の厳格化が必要。	27	
	○随伴用自動車について、随伴用自動車として特定できるよう自家用自動車（「白ナンバー」）ではなく、事業用自動車（「緑ナンバー」）としての登録等が必要。	19	自動車運輸代行業は、利用者に代わって自動車を運転する役務を提供する事業であり、利用者を運送する事業ではないため、事業用自動車としての登録を行うことは困難ですが、引き続き、新規認定時等における随伴用自動車に係る届出や今般の改正によるペンキ等による表示の義務づけにより、随伴用自動車の特定を行ってまいります。
	○料金制度の見直しが必要。	21	利用者の料金システムに対する不透明感を払拭するため、利用者の求めがあったときは領収証の発行を行う旨を標準自動車運輸代行業約款（平成14年国土交通省告示第455号）に定めることを検討するとともに、自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「自動車運輸代行業法」という。）第15条に基づく代行運輸役務の提供の条件の説明義務の徹底等の対策を行うことの検討を進めてまいります。
	○料金メーターの使用の義務づけが必要。	3	
	○随伴用自動車の後部座席を撤去又は2シーター車両の使用の義務づけ等を行うべき。	14	随伴用自動車の後部座席を撤去することは、白タク行為の抑制に一定の効果があるとのご意見があることは承知しておりますが、これによっても白タク行為を必ずしも排除できない場合があ

		することから、今般の改正において、随伴用自動車に自家用自動車を用いる場合にベンキ等による表示の義務づけを行うことにより、白タク行為の防止を図ることとしたいと考えております。
○社会保険への加入を義務づけることが必要。	3	社会保険への加入等労働関係法令に基づく規制については、所管官庁において行われてますが、所管官庁との連携も含め、今後の自動車運転代行業に関する検討の参考とさせていただきます。
○乗務員証の掲示の義務づけが必要。	1	いただいたご意見については、今後の自動車運転代行業に関する検討の参考とさせていただきます。
○自家用自動車を随伴用自動車に用いることを禁止すべき。	1	自動車運転代行業法の対象とする自動車運転代行業は、主として、夜間に飲酒した者に代わって運転代行役務を提供するのですが、これは夜間以外の時間に運転代行を行うことを禁止しているものではありませんので、日中においても、運転代行役務の提供をしていただくことができます。
○日中の飲酒運転に伴う事故を防止するため、地域で連携するなど時間帯を問わず、運転代行役務の提供を受けられるよう必要な行政の支援をお願いしたい。	1	自動車運転代行業法の対象とする自動車運転代行業は、主として、夜間に飲酒した者に代わって運転代行役務を提供するのですが、これは夜間以外の時間に運転代行を行うことを禁止しているものではありませんので、日中においても、運転代行役務の提供をしていただくことができます。
○いわゆる「タクシーディ」は自動車運転代行業法の適用対象となるのか。	1	タクシー事業の用に供する自動車（タクシー）を随伴用自動車として用いる場合にあっては、自動車運転代行業法の適用対象となります。旅客をタクシー事業として、タクシーに乗せて運送し、旅客の所有する自動車を自宅まで陸送するいわゆる「タクシーディ」については、自動車運転代行業法の対象とはなりません。
○その他自動車運転代行業に関する改善意見	27	いただいたご意見については、今後の自動車運転代行業に関する検討の参考とさせていただきます。
合 計	361	